


堺市公報 第260号	令和5年3月31日発行
	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○堺市消防局事務分掌規則の一部を改正する規則	
【消防局総務部総務課】	3
○堺市消防事務決裁規則の一部を改正する規則	
【消防局総務部総務課】	3
○堺市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	
【消防局予防部危険物保安課】	4
<告示>	
○堺市市税条例に基づく寄附金税額控除の対象とする寄附金の指定を受けた法人の所在地変更について	
【財政局税務部税制課】	5
○住居表示の街区の区域の変更について	
【市民人権局市民生活部戸籍住民課】	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定について	
【健康福祉局健康部精神保健課】	9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新について	
【健康福祉局健康部精神保健課】	9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称の変更について	
【健康福祉局健康部精神保健課】	10
○道路法に基づく道路の占用を制限する区域の指定について	
【建設局土木部路政課】	10
<公告>	
○堺市民芸術文化ホールの利用料金について	

【文化観光局文化部文化課】	15
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について	
【産業振興局産業戦略部地域産業課】	17
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	18
○出島百舌鳥線の事業計画変更認可に伴う図書の写しの縦覧について	
【建設局道路部道路計画課】	19
○天神公園の事業計画認可変更に伴う図書の写しの縦覧について	
【建設局公園緑地部公園緑地整備課】	19
○三原公園及び田園公園の事業計画認可変更に伴う図書の写しの縦覧について	
【建設局公園緑地部公園緑地整備課】	20
○泉ヶ丘緑道の事業計画認可変更に伴う図書の写しの縦覧について	
【建設局公園緑地部公園緑地整備課】	21
<上下水道局管理規程>	
○堺市下水道条例施行規程の一部を改正する規程	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	21
○堺市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程	
【上下水道局水道部水道建設管理課】	24
<上下水道局告示>	
○地方自治法に基づく指定納付受託者の指定について	
【上下水道局サービス推進部事業サービス課】	24
<上下水道局公告>	
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定について	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	25
○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事事業者の指定について	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	26
<農業委員会告示>	
○農業委員会総会の招集について	
【農業委員会事務局】	28
<議会規則>	
○堺市議会個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
【議会事務局総務課】	28

規 則

堺市消防局事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第24号

堺市消防局事務分掌規則の一部を改正する規則

堺市消防局事務分掌規則（平成20年規則第112号）の一部を次のように改正する。
別表総務部総務課の分掌事務を定める部分に次のように加える。

特定事業係

- (1) 局長が特に指定する事務事業の実施に関すること。
- (2) 全国消防長会に関すること。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

堺市消防事務決裁規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第25号

堺市消防事務決裁規則の一部を改正する規則

堺市消防事務決裁規則（平成20年規則第137号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「。以下「特例条例」という。」を削り、同条第5号中「事務のうち、特例条例第6条の規定により本市が処理することとなる」を「市長の権限に属する」に改める。

第4条予防部長専決事項を定める部分第1号中「同条第5項ただし書」を「法第11条

第5項ただし書」に改め、同部分第3号中「第2項」を「同条第2項」に改め、同部分第12号中「同法」を「高压法」に改め、同部分第17号、第18号及び第20号中「同法」を「液石法」に改める。

第5条危険物保安課長専決事項を定める部分第9号中「通報」を「報告」に改め、同部分第11号中「（第一種事業者の設置する製造所等その他これに類するものに限る。）に係る内部点検期間の延長の承認」を「に係る内部点検期間の延長の承認（第一種事業者の設置する製造所等その他これに類するものに係るものに限る。）」に改め、同部分第15号中「第62条の5の2第2項ただし書」を「第62条の5の2第3項」に改め、同部分第16号中「第62条の5の3第2項ただし書」を「第62条の5の3第3項」に改め、同部分第34号中「書換」を「書換え」に改める。

第6条第1号中「許可及び」を「許可並びに」に改め、同条第8号中「第一種事業者」を「第一種事業者の設置する製造所等及びこれに類するもの」に改め、同条第13号中「譲渡引渡等届出書」を「譲渡引渡等の届出書」に改め、同条第17号中「に基づく」を「による」に改め、同条第20号中「第62条の5の2第2項ただし書」を「第62条の5の2第3項」に改め、同条第21号中「第62条の5の3第2項ただし書」を「第62条の5の3第3項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条から第6条までの改正規定は、公布の日から施行する。

堺市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第26号

堺市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則 の一部を改正する規則

堺市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則（平成24年規則第117号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年

大阪府条例第6号)第6条の規定により本市が処理することとなる液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「法」という。))及び「基づく事務の施行について、法、政令及び省令に」を削り、「必要な」を「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「法」という。))の施行について必要な」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

堺市告示第107号

堺市市税条例(昭和41年条例第3号)第17条の2第2項の規定に基づき、次のとおり寄附金の指定を受けた法人の所在地の変更について届出があったので、同条第4項後段の規定により告示する。

令和5年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

法人の名称	法人の所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
学校法人 みどり学園	堺市西区鳳南町5丁598番地	堺市南区高倉台1丁2番1	令和3年10月10日
社会福祉法人 おおとり福祉会	堺市西区鳳南町5丁575番地の1	堺市西区鳳東町6丁659番地1	平成29年12月1日

堺市告示第108号

堺市住居表示条例（昭和39年条例第23号）第2条の規定により、街区の区域の変更について、次のとおり告示する。

令和5年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 区名及び町名
北区船堂町二丁
- 2 実施期日
令和5年4月7日
- 3 変更内容
住居表示街区変更調書のとおり

住居表示街区変更調書

区名及び町名	街区符号	内容	備考
北区船堂町二丁	23	街区の区域の変更	別図1 変更前及び 別図2 変更後参照
北区船堂町二丁	24	街区の区域の変更	





堺市告示第109号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和5年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
りんご薬局	堺市美原区北余部40-8	薬局	令和5年1月22日
堺スイミー総合クリニック	堺市堺区東湊町1-75 L Cモール御陵前2階	病院・診療所	令和5年3月1日
スギ薬局 鳳東町店	堺市西区鳳東町6-637-1 1階	薬局	令和5年3月1日
かけはし訪問看護ステーション	堺市堺区緑ヶ丘北町4-2 -15	訪問看護	令和5年3月1日

堺市告示第110号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和5年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
-------	---------	----	-------

スギ薬局 北花田店	堺市北区北花田町1-4	薬局	令和5年3月1日
ひなた薬局	堺市南区槇塚台1-11-3	薬局	令和5年3月1日

堺市告示第111号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称の変更について届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

令和5年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

区分	医療機関名	医療機関所在地	種別	変更年月日
変更前	イズミ薬局 浜寺店	堺市西区浜寺船尾町西4-557	薬局	令和5年3月1日
変更後	さくら薬局 堺浜寺船尾西店			

堺市告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のように指定することとしたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

1 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

別紙調書のとおり

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急交通路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年4月1日

別紙

道路占用制限区域指定調書

道路の種類及び路線名	占用を制限する区域の起点	延長 (m)
	占用を制限する区域の終点	
一般国道309号	美原区木材通4丁目1197番159地先	5,100
	美原区今井104番2地先	
一般国道310号	堺区翁橋町1丁96番地先	9,500
	東区西野218番2地先	
府道 大阪中央環状線	堺区榎元町6丁415番1地先	5,700
	美原区今井340番6地先	
府道 大阪高石線(現)	西区家原寺町1丁118番地先	700
	西区鳳東町6丁637番1地先	
府道 大阪高石線(新)	北区常磐町2丁128番地先	9,300
	西区浜寺船尾町西5丁60番地先	
府道 大阪臨海線(現)	堺区松屋町2丁127番3地先	8,000
	西区築港浜寺町5番地先	
	西区築港浜寺町5番地先	200
	西区築港浜寺町15番地先	
府道 大阪和泉泉南線	堺区遠里小野町4丁196番地先	8,700
	西区上645番2地先	
府道 堺羽曳野線(旧)	堺区向陵中町5丁222番1地先	1,500
	北区長曾根町734番4地先	
府道 堺狭山線	西区浜寺石津町西1丁341番地2地先	12,200
	南区岩室98番3地先	
府道 堺富田林線	堺区向陵東町1丁28番1地先	5,400
	美原区北余部西4丁目82番2地先	

府道 泉大津美原線（新）	西区草部1636番地先	11,600
	美原区丹上211番1地先	
府道 富田林泉大津線（現）	南区茶山台1丁2番1地先	4,500
	南区新檜尾台2丁1番1地先	
府道 堺かつらぎ線	西区家原寺町1丁134番2地先	6,000
	南区竹城台3丁22番1地先	
府道 大堀堺線	堺区今池町6丁51番地先	900
	堺区南清水町2丁94番1地先	
府道 我堂金岡線（新）	北区金岡町128番1地先	600
	北区新金岡町5丁9番28地先	
府道 堺港線	堺区大浜北町3丁44番1地先	700
	堺区大浜北町5丁24番2地先	
府道 深井畑山宿院線	堺区百舌鳥夕雲町172番3地先	2,000
	堺区東湊町1丁89番6地先	
市道 赤坂台庭代台線	南区桃山台2丁3番16地先	200
	南区桃山台2丁2番3地先	
市道 浅香山今池1号線	堺区浅香山町1丁60番3地先	200
	堺区今池町6丁52番4地先	
市道 大小路線	堺区熊野町東1丁15番1地先	1,000
	堺区南瓦町3丁29番1地先	
市道 三宝向陽線	堺区山本町4丁86番地先	900
	堺区材木町西1丁1番地先	
市道 大道筋	堺区材木町西1丁1番地先	700
	堺区市之町東1丁4番地先	

市道 新金岡31号線	北区新金岡町4丁21番6地先	200
	北区新金岡町5丁1005番1地先	
市道 新家深井線	中区新家町690番1地先	2,000
	中区深井清水町3823番地先	
市道 築港八幡6号線	堺区築港八幡町1番1地先	200
	堺区築港八幡町1番66地先	
市道 津久野18号線	西区家原寺町1丁1番1地先	300
	西区津久野町1丁27番1地先	
市道 出島海岸通西湊1号線	堺区大浜南町2丁58番3地先	700
	堺区西湊町1丁48番1地先	
市道 原山台6号線	南区原山台1丁14番2地先	100
	南区原山台1丁14番1地先	
市道 八田北深井沢線	中区八田北町482番1地先	700
	中区深井沢町3267番地先	
市道 八田西八田北線	中区八田北町10番2地先	1,500
	中区八田北町485番1地先	
市道 日置荘草尾線	東区日置荘原寺町29番2地先	300
	東区日置荘原寺町45番3地先	
市道 桃山台62号線	南区桃山台2丁4番8地先	300
	南区桃山台2丁2番2地先	
市道 八幡三宝線	堺区築港八幡町18番地先	1,300
	堺区海山町3丁157番1地先	
市道 臨海1号線	西区築港新町3丁4番1地先	3,500
	西区石津西町49番地先	

公 告

堺市公告第249号

堺市民芸術文化ホール条例（平成27年条例第52号）第23条第2項の規定に基づき、堺市民芸術文化ホールの附属設備セット利用料金及び附属設備利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月31日

堺市長 永藤英機

1 附属設備セット利用料金

(単位 円)

種別	区分	品名	数量	利用料金	備考
舞台設備セット		もうせんセット もうせん8枚以上	1式	1,520	大ホール等以外で使用する場合は、1時間につき330円とする。
		平台、スチールデッキセット 平台10枚又はスチールデッキ10台 スチールデッキ足 箱馬 開き足 木台	1式	1,520	(1) 平台及びスチールデッキにあつては、それぞれを組み合わせた数量の合計が10以下の範囲内であること。 (2) スチールデッキ足、箱馬、開き足及び木台にあつては、必要数分。 (3) 大ホール等以外で使用する場合は、1時間につき330円とする。

	バレエセットA バレエマット10枚未満 レッスンバー1式	1式	4,070	大ホール等以外で使用する場合は、1時間につき900円とする。
	バレエセットB バレエマット10枚以上 レッスンバー1式	1式	6,110	大ホール等以外で使用する場合は、1時間につき1,350円とする。

2 附属設備利用料金

(単位 円)

区分 種別	品名等		数量	利用料金	備考
舞台設備	大ホール	もうせん	1枚	200	大ホール等以外で使用する場合は、1時間につき40円とする。
照明設備	大ホール、 小ホール、 大スタジオ 共通	凸フレネル (500 ワット)	1台	200	大ホール等以外で使用する場合は、1時間につき40円とする。
		凸フレネル (1キ ロワット)	1台	280	大ホール等以外で使用する場合は、1時間につき60円とする。
		エリスポイダル	1台	480	大ホール等以外で使用する場合は、1時間につき100円とする。
		パーライト	1台	400	大ホール等以外で使用する場合は、1時間につき80円とする。
		2灯ミニブル	1台	520	大ホール等以外で使用する場合は、1時間につき110円とする。

音響設備	大ホール、 小ホール、 大スタジオ 共通	周辺機器類	1台	1,010	大ホール等以外 で使用する場 合は、1時間につ き220円とする。
		モニタTV	1台	1,010	大ホール等以外 で使用する場 合は、1時間につ き220円とする。
		移動式簡易音響 セット	1式	2,030	大ホール等以外 で使用する場 合は、1時間につ き450円とする。
共通備品	ピアノ（セミコン）		1台	3,050	大ホール等以外 で使用する場 合は、1時間につ き670円とする。

3 適用区分

令和5年4月1日から適用する。



堺市公告第250号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び南区役所総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和5年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パンジョ

堺市南区茶山台一丁3番1号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社パンジョ

代表取締役 桐田 健

堺市南区茶山台一丁2番1号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

令和5年3月1日

5 届出年月日

令和5年3月14日

~~~~~

堺市公告第251号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区浜寺元町六丁899番1から899番3まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市堺区宿院町東一丁1番20号

株式会社住宅情報サービス

代表取締役 池田 龍男

~~~~~

堺市公告第252号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63第2項において準用する同法第62条第2項の規定に基づき、大阪府知事から送付を受けた南部大阪都市計画道路事業3・4・201-47号出島百舌鳥線の事業計画の変更の認可に伴う図書の写しを公衆の縦覧に供するので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

1 縦覧場所

建設局道路部道路計画課（市役所高層館17階）

所在地 堺市堺区南瓦町3番1号

連絡先 072-228-7423

2 縦覧期間

令和5年4月1日から事業施行期間の終了の日まで

（午前9時から午後5時30分まで）

~~~~~

堺市公告第253号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63第2項において準用する同法第62条第2項の規定に基づき、大阪府知事から送付を受けた南部大阪都市計画公園事業4・4・201-8号天神公園の事業計画の変更の認可に伴う図書の写しを公衆の縦覧に供するので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

1 縦覧場所

建設局公園緑地部公園緑地整備課（市役所高層館17階）

所在地 堺市堺区南瓦町3番1号

連絡先 072-228-7424

2 縦覧期間

令和5年4月1日から事業施行期間の終了の日まで

（午前9時から午後5時30分まで）

~~~~~

堺市公告第254号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63第2項において準用する同法第62条第2項の規定に基づき、大阪府知事から送付を受けた南部大阪都市計画公園事業3・3・201-18号三原公園及び南部大阪都市計画公園事業3・3・201-37号田園公園の事業計画の変更の認可に伴う図書の写しを公衆の縦覧に供するので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

1 縦覧場所

建設局公園緑地部公園緑地整備課（市役所高層館17階）

所在地 堺市堺区南瓦町3番1号

連絡先 072-228-7424

2 縦覧期間

令和5年4月1日から事業施行期間の終了の日まで

（午前9時から午後5時30分まで）

~~~~~

## 堺市公告第255号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63第2項において準用する同法第62条第2項の規定に基づき、大阪府知事から送付を受けた南部大阪都市計画緑地事業第201-4号泉ヶ丘緑道の事業計画の変更の認可に伴う図書の写しを公衆の縦覧に供するので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 縦覧場所

建設局公園緑地部公園緑地整備課（市役所高層館17階）

所在地 堺市堺区南瓦町3番1号

連絡先 072-228-7424

## 2 縦覧期間

令和5年4月1日から事業施行期間の終了の日まで

（午前9時から午後5時30分まで）

**上下水道局管理規程**

堺市下水道条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第1号

## 堺市下水道条例施行規程の一部を改正する規程

堺市下水道条例施行規程（平成16年上下水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

様式第7号を次のように改める。

(次のよう 別記)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の堺市下水道条例施行規程の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規程による改正後の堺市下水道条例施行規程の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

様式第7号（第9条関係）

公共下水道使用（開始・休止・廃止・再開）届

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

届出者 住 所  
氏 名  
電話番号

公共下水道の使用を（開始 休止 廃止 再開）したいので、堺市下水道条例施行規程第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

|                     |                                                                                             |     |     |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| 工事完了年月日<br>及び排水設備番号 | 年 月 日                                                                                       | 下水第 | 号   |
| 施 工 場 所<br>(排除場所)   |                                                                                             |     |     |
| 施 工 業 者<br>(指定業者)   |                                                                                             |     |     |
| 排 除 汚 水 の 種 類       | <input type="checkbox"/> 水道汚水 <input type="checkbox"/> 井戸汚水 <input type="checkbox"/> その他（ ） |     |     |
| 使 用 目 的             | <input type="checkbox"/> 家庭用 <input type="checkbox"/> 業務用 <input type="checkbox"/> その他（ ）   |     |     |
| 使 用 者               | 水 道 お 客 様 番 号                                                                               | 戸 数 | 備 考 |
|                     |                                                                                             |     |     |
|                     |                                                                                             |     |     |
|                     |                                                                                             |     |     |
|                     |                                                                                             |     |     |
|                     |                                                                                             |     |     |
|                     |                                                                                             |     |     |
|                     |                                                                                             |     |     |
|                     |                                                                                             |     |     |
|                     |                                                                                             |     |     |
|                     |                                                                                             |     |     |

|                                                                                                                         |                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 使用（ <input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 再開）年月日 | 年 月 日                                                                               |
| 工 種                                                                                                                     | <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改造 |

注意

- 1 公共下水道を使用される方からは、使用水量に応じて下水道使用料をいただくことになっています。
- 2 井戸汚水がある場合には、備考欄に構成人員及び浴槽の有無を記入してください。

~~~~~

堺市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第2号

堺市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

堺市水道事業給水条例施行規程（昭和42年水道事業所管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「道路管理者等の掘削許可又は占用許可に係る条件に基づく場合を除くほか、別表第1のとおりとする」を「別に定める」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が災害等の対策上支障がないと特に認めた場合その他やむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

第4条第2項を削る。

第15条第1項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

上下水道局告示

堺市上下水道局告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月31日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市水道料金・下水道使用料の収納事務における指定納付受託者

(指定日 令和5年3月31日)

指定納付受託者の名称	事務所の所在地
株式会社ジェーシービー	東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア
株式会社クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3丁目1番1号 サンシャイン60・52階
株式会社ジャックス	東京都渋谷区恵比寿4丁目1番18号 恵比寿ネオナート
イオンクレジットサービス株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
三菱UFJニコス株式会社	東京都文京区本郷3丁目33番5号

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第48号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項の規定に基づき指定給水装置工事事業者を指定したので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第1号の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月31日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第1525号
 指 定 年 月 日 令和5年3月10日
 指定期間の末日 令和10年3月9日
 事業者の名称 株式会社L a c o
 事業者の住所 堺市美原区多治井387番地1
 代表者の職氏名 代表取締役 小谷 孝子
 事業所の名称 株式会社L a c o
 事業所の所在地 堺市美原区多治井387番地1

指 定 番 号 第1526号
指 定 年 月 日 令和5年3月10日
指定期間の末日 令和10年3月9日
事業者の名称 株式会社UCHIDA
事業者の住所 堺市美原区北余部40番地103
代表者の職氏名 代表取締役 内田 健次
事業所の名称 株式会社UCHIDA
事業所の所在地 堺市美原区北余部40番地103

指 定 番 号 第1527号
指 定 年 月 日 令和5年3月10日
指定期間の末日 令和10年3月9日
事業者の名称 株式会社456
事業者の住所 堺市堺区旭ヶ丘中町3丁2番6号
代表者の職氏名 代表取締役 西岡 正人
事業所の名称 株式会社456
事業所の所在地 堺市堺区旭ヶ丘中町3丁2番6号

指 定 番 号 第1528号
指 定 年 月 日 令和5年3月10日
指定期間の末日 令和10年3月9日
事業者の名称 日笠設備工業株式会社
事業者の住所 京都市山科区西野山桜ノ馬場町204番地
代表者の職氏名 代表取締役 日笠 延志
事業所の名称 日笠設備工業株式会社
事業所の所在地 京都市山科区西野山桜ノ馬場町204番地

~~~~~

堺市上下水道局公告第49号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の3第1項の規定に基づき市指定排水設備工事業者を指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月31日

## 堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 指 定 番 号   | 第1777号          |
| 指 定 年 月 日 | 令和5年3月10日       |
| 指定期間の末日   | 令和9年11月30日      |
| 事業者の名称    | 株式会社L a c o     |
| 事業者の住所    | 堺市美原区多治井387番地1  |
| 代表者の職氏名   | 代表取締役 小谷 孝子     |
| 営業所の名称    | 株式会社L a c o     |
| 営業所の所在地   | 堺市美原区多治井387番地1  |
| 指 定 番 号   | 第1778号          |
| 指 定 年 月 日 | 令和5年3月10日       |
| 指定期間の末日   | 令和9年11月30日      |
| 事業者の名称    | 株式会社U C H I D A |
| 事業者の住所    | 堺市美原区北余部40番地103 |
| 代表者の職氏名   | 代表取締役 内田 健次     |
| 営業所の名称    | 株式会社U C H I D A |
| 営業所の所在地   | 堺市美原区北余部40番地103 |
| 指 定 番 号   | 第1779号          |
| 指 定 年 月 日 | 令和5年3月10日       |
| 指定期間の末日   | 令和9年11月30日      |
| 事業者の名称    | 株式会社4 5 6       |
| 事業者の住所    | 堺市堺区旭ヶ丘中町3丁2番6号 |
| 代表者の職氏名   | 代表取締役 西岡 正人     |
| 営業所の名称    | 株式会社4 5 6       |
| 営業所の所在地   | 堺市堺区旭ヶ丘中町3丁2番6号 |
| 指 定 番 号   | 第1780号          |
| 指 定 年 月 日 | 令和5年3月10日       |
| 指定期間の末日   | 令和9年11月30日      |
| 事業者の名称    | 株式会社晶設備         |
| 事業者の住所    | 岸和田市西之内町9番14号   |
| 代表者の職氏名   | 代表取締役 竹葉 秀輝     |

営業所の名称 株式会社晶設備  
営業所の所在地 岸和田市西之内町9番14号

## 農業委員会告示

### 堺市農業委員会告示第4号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年3月31日

堺市農業委員会  
会長 檀野隆一

[日時]

令和5年4月6日（木）午後1時30分

[場所]

市役所高層館12階 農業委員室

[付議すべき事項]

- 1 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 5 その他

## 議会規則

堺市議会個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

堺市議会事務局  
議長 裏山正利

堺市議会規則第2号

堺市議会個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

堺市議会個人情報の保護に関する条例施行規則（令和4年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第7号、様式第8号、様式第14号、様式第17号、様式第18号及び様式第25号中「堺市議会（）」を「堺市（）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。